



茨城県まん延防止等重点措置影響緩和

茨城県事業者支援一時金

(中小企業・個人事業者等対象)

主な事業（売上の50%以上を占める事業）が、本県の「まん延防止等重点措置」に伴う、営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請の影響を受け、2022年1月～3月のいずれかの月の売上が2019年～2021年のいずれかの年の同月比で30%以上減少した県内事業者に対し、一時金を支給します。

- ※ 対象となる事業者の具体例については裏面をご確認ください。
- ※ 県から営業時間短縮要請を受けた飲食店等は対象外となります。

支給額（1事業者あたり）

20万円 ～ 500万円（1回限り）

※ 事業規模（年間売上高（税抜））により、支給額が異なります。

年間売上	3千万未満	3千万～4千万	4千万～5千万	5千万～6千万	6千万～7千万	7千万～8千万	8千万～9千万	9千万～1億	1億～2億	2億～3億	3億～4億	4億～5億	5億超
支給額	20万	30万	40万	50万	60万	70万	80万	90万	100万	200万	300万	400万	500万

本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象となります。

受付期間

令和4年4月22日（金）から **令和4年6月30日（木）**

申請方法

申請要領などを必ず県HPで確認の上、申請ください。

電子申請（県のホームページからアクセス：URL裏面）

※添付書類の合計が50MBを超えると申請できません。50MBを越える場合は、原則書面申請としてください。

書面申請（簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、以下へ送付）※当日消印有効

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

お問い合わせ先

茨城県事業者支援一時金 相談窓口

電話：029-301-5558（平日9時から17時）

※相談内容が複雑な場合には、対面やWEBでの相談対応もできますのでお問合せください。

支給対象となる事業者

次の①又は②に該当する「県内事業者」が対象となります

個別具体的なケースにつきましては、お問合せください。

①営業時間短縮要請に協力した事業者(飲食店等)と直接の取引がある(※)事業者

※時短要請対象事業者との年間取引金額が全体の50%以上を占めること

営業時間短縮
要請に協力した
事業者
(飲食店等)

直接取引

＜一時金支給対象の具体例＞

- 食品加工・製造事業者(惣菜・飲料・酒など)
- 食器・調理器具・備品販売事業者
- 接客・清掃サービス事業者
- 流通関連事業者 等

②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主な事業(※)が一般個人向けに、対面で販売やサービスを提供する事業者

※年間売上高が全体の50%以上を占める事業

外出自粛要請
等に応じた個人

対面での販売
サービス

＜一時金支給対象の具体例＞

- 旅行・宿泊・旅客運送関連事業者
- 教育・文化・娯楽・スポーツ・イベント関連事業者
- 冠婚葬祭事業者 ○マッサージ、エステ、整体院
- 小売(土産物、飲料、酒など)、
- 理・美容、生活衛生関連事業者 等

支給対象外となる主な場合

- ・要件②で、主に個人向けに対面で販売・サービスをしていない場合(BtoB事業者、オンライン販売事業者)
- ・県内事業者ではない場合(県内事業者とは「茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、売上比較を実施する年(2019年～2021年のいずれか)において所得税又は法人税の納税地が茨城県内である場合」です。)
- ・売上減少の理由が、県のまん延防止等重点措置の影響によらない場合(体調不良、天候不順、機器故障等による売上減)
- ・茨城県から、営業時間短縮要請を受けた事業者である場合。

支給に係る審査等



- ・審査過程において、職員による事情聴取や立入検査等を行うことがあります。
- ・対象月売上確認のため、令和5年確定申告書の提出を求める場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給を行った場合、速やかに支給額を返還していただきます。

※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

- ・悪質な場合は、申請者の屋号・氏名等を公表するとともに、刑事告発等の対応をさせていただきます。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/ichijikin.html>

